

# 武蔵野市教育、文化等の総合的施策の大綱

令和6（2024）年3月制定

令和8（2026）年6月改定

## ■基本理念

成熟した市民文化を支える武蔵野市の教育、学術、文化の振興

## ■施策の基本的方向性

市は、市制発足当初より教育都市武蔵野の実現に向け邁進してきた。今後も市の歴史を未来へ継承し、地勢と歴史がはぐくんだ武蔵野の風土に根ざす普遍的で個性豊かな文化の創造と、生涯にわたり住み続けることのできる豊かな地域社会を目指し、学校教育、生涯学習・スポーツ、学術及び文化の振興を図るため、市長と教育委員会は緊密に連携・協力して、以下の基本的方向性に基づき施策等を立案し実施する。

- 1 子どもが基本的人権をもつ権利の主体として尊重され、一人ひとりが個性や可能性を發揮できるよう、子どもの最善の利益を第一に考え、良好な教育環境、社会環境を整備する。
- 2 子どもたち一人ひとりに自ら人生を切り拓き、多様な他者と協働してよりよい未来の創り手となる生きる力を育むための教育を推進する。
- 3 市民の誰もが、いつでも主体的に学習やスポーツに親しみ、深めることができるよう支援し、環境の整備をするとともに、「学びおくりあう」地域づくりを目指し、生涯学習施策を推進していく。
- 4 市民の誰もが優れた芸術文化や学術の成果を享受できる機会をつくるとともに、市民が自ら活動し、芸術文化を身近に体験、活動、交流できるよう環境整備を進め、本市で醸成されてきた豊かで多様な文化を振興していく。

## ■重点的な取り組み

市は、武蔵野市長期計画をはじめ各種の個別計画、教育委員会における教育目標及び基本方針に基づき、さまざまな特色ある施策を実施してきた。上記「施策の基本的方向性」の実現に向けた重点的な取り組みは、以下のとおりとする。

### ○子どもの最善の利益を尊重する地域社会の推進

武蔵野市子どもの権利条例に基づき、子どもの権利に関する普及、啓発等の取組みを進める。また、市立学校等と調整の上、道徳授業地区公開講座等を活用し、子どもの権利の学習の機会を確保していく。

さらに、子どもに関する計画や施策及び事業を実施するにあたり、当事者である子どもの意見や意思を聴く機会を確保できるよう、様々な機会を捉えて市全体で取組みを進める。また、子どもの権利侵害に関する相談・救済について、引き続き子どもの権利擁護センターにおいて取り組む。

「武蔵野市子どもの権利条例」の周知・啓発を通し、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動につなげていく。

学校行事の子ども主体の計画等、児童会や生徒会等による自発的・自治的な活動を推進する。

### ○子どもと子育て家庭への切れ目のない相談支援体制等の構築

発達、不登校、虐待、貧困など子どもや家庭、学校に関する課題の多様化、複雑化に対応するため、関係機関が連携して子どもと子育て家庭への包括的な支援を引き続き行う。

子どもの貧困やヤングケアラーの問題等、分野横断的な課題に対応するため、関係機関と連携し相談支援体制を強化する。

令和8年度より、子ども部局と教育部局で連携し、ヤングケアラー実態調査を実施する。調査に伴う支援体制の構築もあわせて検討していく。

児童福祉、母子保健、療育、教育等に係る相談支援機能については、多部門・多職種の連携による相談支援体制の構築を検討する。

各関係機関においても、18歳以降への継続性も考慮し子どもと子育て家庭への切れ目のない支援に必要な施策を実施していく。

### ○子どもの居場所の確保

中高生世代の居場所として検討を進めている本町コミュニティセンター及び保健センターの建替えに合わせた施設整備の内容を検討する。

学童クラブの児童増に対応するため、引き続き学童クラブ整備の検討を行うが、学校の空き教室のスペースも限界に近いことから、教室共用化や学童運営体制の検討を行う。

長期休業中の学童クラブの昼食については、学童運営事業者と市が主体となった事業を実施する。

学校司書による図書館開放や拠点校方式による合同部活動、チャレンジクラスの開設、ICTの活用など、学校における小中学生の居場所づくりをさらに進めるとともに、地域団体との連携・協力の取組みを着実に進める。

不登校児童生徒の社会的自立に向けて、安心して過ごせる居場所や多様な学びの場の整備を推進する。

### ○生きる力を育む幼児教育の振興

幼児期の豊かな学びを小学校に引き継ぐために、子どもの気付きや子ども同士の関わり等を大切にした武蔵野スタートカリキュラムを推進する。

幼稚園・保育園等と小学校の連携を進めるために、子ども同士の交流や、園訪問・学校訪問の開催による教職員間の情報交換を進める。

幼稚園や保育所といった施設類型の垣根を越え、各施設の幼児教育に関する相互の理解を深めるとともに、一般市民等に本市の幼児教育・保育の魅力発信を行う場を設定する。

### ○学校改築の計画的な推進

第五小学校及び井之頭小学校の改築工事については、社会経済情勢を注視しつつ、安全確保を最優先事項として進める。

第二期学校施設整備基本計画の策定については、子どもの学びを第一に、全市的な視点から中学校の適正な数や未来における教育を見据えた校舎のあり方について検討の上、計画をまとめる。

改築するまでの学校については、劣化・改良保全事業、定期的な施設点検に基づく必要な修繕を実施する。

### ○学習者用コンピュータを活用した学びの推進

令和5年度に策定した「武蔵野市学習者用コンピュータ活用指針」に基づき、情報モラルの徹底をはじめ、情報社会に参画しようとする態度やICTを活用した課題解決能力の育成など、デジタル・シティズンシップ教育を家庭・地域と連携して推進する。

新しい学習者用コンピュータを使い、プライバシーに配慮した子どもの学習データの蓄積や、一人ひとりの実態に合わせた個別の学習支援を進める。

### ○教員の働き方改革とやりがい支援

改正給特法により策定が定められた市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画として、「働きやすさ」と「働きがい」を柱に「先生いきいきプロジェクト2.0」を3.0に更新する。その際、学校と市関係各課による横断的な働き方改革の体制を整える。

### ○学校を核とした地域づくり

子どもと学校が教育活動の中で積極的に地域と連携し、地域とともに「よりよい地域づくり」に参画する活動を推進する。子どもも教職員も自校を取り巻く地域コミュニティを形成する一員としての意識をもち、地域づくりの一員として主体的に行動することで、学校と地域がパートナーとして支え合い、学び合う関係を目指していく。

### ○市民の誰もがスポーツを楽しめる環境の整備

市民の誰もがスポーツを楽しみ豊かな生活を送り続けられるための取組みを進める。

市民スポーツの拠点である総合体育館については、施設の長寿命化を図るため、保全と機能改善等の大規模改修工事に向けた事業者を選定し、工事を行う。

市営プールについては、誰もが利用しやすいプールの充実を図るため、施設の更新に向けた基本設計・実施設計を行う。

### ○武蔵野市文化振興基本方針に基づく文化施策の推進

令和3年度に作成された文化施設の在り方検討委員会報告書を踏まえ、文化施設の活用や整備について検討を進めるとともに、文化施策の評価を含む文化振興基本方針に基づく取組みを推進する。

(公財)武蔵野文化生涯学習事業団及び関係機関が、連携・協働を進めながら質の高いサービスを展開できるよう、連絡調整の体制を活用し必要な支援・指導を継続する。

国登録有形文化財である旧赤星鉄馬邸及び瀨家住宅西洋館の活用により、質の高い文化を享受する機会を創出し、身近に体験、活動交流できる環境整備につなげる。

### ○学びおくりあう地域づくりを目指した生涯学習施策の推進

第二期生涯学習計画の基本理念であり、学んだことを他者、地域、コミュニティ、社会、あるいは次の世代へ「おくる」、さらに相互におくりあうことを意味した「学びおくりあい」のための環境整備を進める。

むさしのサイエンスフェスタ、いきいきセミナー、ふるさと歴史館での歴史館大学など既存の事業を学びおくりあう機会の場としても位置づけるとともに、新設した補助金を活用し、学びおくりあいの推進、周知を図る。

武蔵野市教育、文化等の総合的施策の大綱  
令和6（2024）年度～令和9（2027）年度

令和8（2026）年6月

発行：武蔵野市総合政策部企画調整課

〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28

電話：0422-60-1801